⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年10月27日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成22年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア）及びイ）の要件を、【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ただし、ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】単体もしくは、特定建設工事共同企業体の代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が200m以上であること。

【②】特定建設工事共同企業体のうち代表者以外の構成員

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯を除く。）

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記【①】の同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「宮崎218号　越次トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年10月２日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長　大小原　努

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第43号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　診断用ＣＴ設備の更新　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和７年度第４四半期以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　本システムは量子科学技術研究開発機構ＱＳＴ病院内に設置する。

Ｂ　本システムは高精度で安全にＣＴ検査を行うために、以下の要件を満たしていること。

①　被ばく線量軽減のための機能を有していること。

②　ＣＴシステムはスペクトラルＣＴやＡＩ技術等を活用した最新の撮像技術を装備していること。

③　本システムはＣＴ撮影の作業と画像再構成の作業が並行して行うことができるコンピュータとコンソールを有すること。

④　本システム内はそれぞれ高度に統合されており、既設の医療情報システムに接続し、これとデータの送受ができること。

⑤　検査室内の患者の交信と監視が容易に行えること。

⑥　更新設置に伴う、設置場所の改装、既設の装置の撤去・移動、処理必要な周辺機器機材の整備を含むこと。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和７年11月17日（月）17時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提供先　〒263―8555　千葉市稲毛区穴川４－９－１　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　財務部　契約課　電話043―206―3014

E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和７年10月２日から令和７年11月17日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和７年10月24日（金）15時00分

⑵　開催場所　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　本部　入札事務室

5　その他　この調達計画の詳細は調達説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be manufacture : Replacement of diagnostic computed tomography scanner system 1 Set

⑶　Type of the procurement : manufacture

⑷　Basic requirements of the procurement :

A）The system will be installed at the QST Hospital, National Institutes for Quantum Science and Technology.